令和６年５月７日規程第４２７号

# 国立研究開発法人国立循環器病研究センター研究所長候補者選考規程

（趣旨）

第１条　この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）研究所長候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（研究所長候補者の資質及び能力に関する基準）

第２条　研究所長候補者の資質及び能力に関する基準については、次の各号に定めるすべての要件を満たすものとする。

（１）　自然科学分野における博士の学位を有していること

（２）　国立循環器病研究センター研究所（以下「センター研究所」という。）又はセンター研究所以外の大学等の研究機関において、教授又はそれに準ずる職に就いており、かつ、循環器病に係る医療に関し、高度な調査、研究及び技術の開発を行う能力及び業績を有していること

（３）　センター又はセンター以外の研究機関において、組織管理経験を有するなど、研究機関の管理運営上必要な資質及び能力を有していること

（４）　センターの理念及び基本方針並びに「大津ビジョン“循環器領域における世界最高峰の機関を目指して”（2022（令和 4）年２月）」をはじめとする経営方針を十分理解し、高い使命感を持って継続的かつ確実に職務を遂行する姿勢及び指導力を有していること

２　前項の基準は公表するものとする。

（研究所長の任期）

第３条　研究所長の任期は３年とし、再任を妨げない。

２　任期中に定年に達するときは、任期を定年により退職する日までとする。

３　任期中に雇用契約に係る任期の満了の日を迎える場合には、当該雇用契約に係る任期の満了の日までとする。

（研究所長候補者選考委員会の設置）

第４条　研究所長候補者の選考に関する事項を審議するため、研究所長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成等）
第５条　委員会の委員は、理事会で選定の上、理事長が指名する者とする。
２　理事長は委員の一人とする。また、理事長が指名する委員は、研究に関し広くかつ高い見識を有する者とし、外部有識者を含む３人以上とする。

（委員長）
第６条　委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
２　委員長は、委員会を主宰する。

（議事）
第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、出席委員の多数決をもって決することとする。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その者の意見を聴くことができる。

（委員会における選考）
第９条　委員会での選考は、原則公募により行うこととし、応募のあった候補者について、第２条第１項に定める基準に基づき審査のうえ、１名以上の候補者を理事長に推薦する。

（研究所長の任命）
第１０条　理事長は、前条により推薦のあった候補者の中から、研究所長を任命する。

（その他）
第１１条　委員会に関する庶務は人事部人事課が行う。

第１２条　この規程で定めるもののほか、研究所長候補者の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）
この規程は、令和６年６月１日から施行する。